

年金あれこれ

『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「領収書」または「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が義務付けられています。

平成22年中に国民年金保険料を納付された方には、控除証明書が10月下旬から11月上旬または翌年1月下旬に送付されます。年末調整や確定申告の際には、控除証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管して下さい。

1. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

2. 毎年10月下旬から11月上旬に送付

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構本部から送付されます。

証明書の内容は本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

※平成22年1月1日から平成22年9月30日までの間に国民年金の保険料を納付された方

3. 1月下旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付する方については、翌年1月下旬に同様の証明書が送付されます。したがって、平成22年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明書が送付されません。

※平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方

○「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告できます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。

○ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～子どもの成長にあわせていろいろな運動遊びを～

専門的にスポーツを始めるのは中学生からでも遅くない

「うちの子はスポーツ少年団に入っているから大丈夫」と安心してはいませんか。右図にあるように、子どもには発達段階に応じた運動があります。幼少時の寝返りやうつなど反射的な動きから、スポーツなどの複雑な動きができるようになるまで、様々な段階を経て発達していきます。

そして、思春期を向かえ、体の発達とともにねばり強さや力強さを身に付けることができるようになるので、それを好きな運動に関連させていけばよいのです。

小さい頃から様々な遊び・運動を体験し、身体運動の能力だけでなく、知性や社会性を育むことが大切です。

(元気アップ親子セミナーブック「TOUCH」抜粋)

—和寒町青少年育成町民会議—



工事着工の状況

場所	工事名	施行内容	金額(円)	完成期限	施工業者
三笠	地方特定道路若草南1丁目通り路面改修工事	工事延長L = 155.24m 施工幅員W = 5.50m + 1.50m × 2 (両側) (若草3条通り～若草7条通り)	24,255,000	11月30日	(株)近藤組